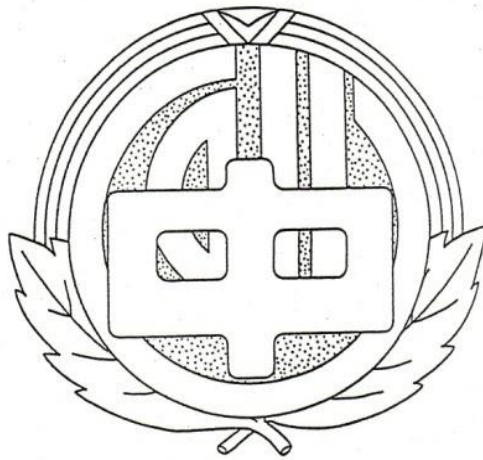


いじめ防止基本方針



川 越 市 立 砂 中 学 校

目 次

I	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	いじめに防止に対する基本理念・・・・・・・・	3
2	いじめの定義・・・・・・・・	4
3	いじめの防止・・・・・・・・	4
4	早期発見・・・・・・・・	5
5	いじめに対する措置・・・・・・・・	6
6	重大事態への対処・・・・・・・・	7
7	その他の留意事項・・・・・・・・	9
II	関係機関との連携・・・・・・・・	10
III	いじめ防止年間計画・・・・・・・・	11

砂中学校いじめ防止基本方針

子供は、日本の未来にとってかけがえのない存在であり、その一人一人の心と体は大切にされなければなりません。

いじめは、いつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子供もいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得るものです。このようないじめを防止し、次代を担う子供が健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することは、学校をはじめ保護者、地域社会全体が取り組むべき重要な課題です。

そこで、本校では、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、子供一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう学校の実現のため、いじめの防止基本方針を明らかにし、いじめの防止のために全職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、いじめ防止に取り組んでいきます。

I 基本方針

1 いじめ防止に対する基本理念

- (1) 「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱として取り組みます。
 - ①日常的にいじめの問題について触れ、生徒に「いじめを絶対に許さない」心を育てます。
 - ②生徒会を中心に生徒が主体的にいじめについて考え、取り組む機会を大切にし、応援をしていきます。
- (2) いじめについて家庭での話し合いや、教職員、生徒、保護者、地域全体がいじめについて共通認識を持てるよう努めていきます。
 - ①いじめは、大人に気付きにくいところで行われることが多いため、生徒からのいじめのサインを、大人が見逃さないようにします。
 - ②いじめ問題に対し、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校をつくれます。
- (3) いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化していきます。
 - ①いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応が取れるよう、日頃より生徒指導部や教育相談部と連携し、校内の体制を整備していきます。
 - ②いじめ問題が発生した場合には、学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめられている生徒を絶対に守り通すとともに、いじめている生徒には、教育的配慮の下、毅然

然とした対応と粘り強い指導を進めて行きます。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条

- (1) 具体的ないじめの様態とは、以下のようなものがあります。
 - ①冷やかしやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ②仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ⑤金品をたかられる
 - ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ⑦嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- (2) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立って行います。また、いじめの認知については「校内いじめ対策委員会」を活用して行います。
- (3) けんかのように見える場合であっても、該当生徒の力関係を考慮し、判断をして対応し、その後の経過についても観察をしていきます。
- (4) いじめられている生徒の中には、自分が被害者であるという自覚がない場合があるので、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、速やかにいじめとして対応していきます。
- (5) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものと判断をした場合は、教育的配慮や被害者の意向への配慮をした上で、警察や諸機関と連携して対応していきます。

3 いじめの防止

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを進めていきます。

- (1) いじめの問題について、学校生活の中で日常的に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していきます。
- (2) いじめとは何かについて、具体的に列挙して目につく場所に掲示(生徒の作品等)するなど、児童生徒と教職員が認識を共有していきます。
- (3) 道德教育や人権教育の充実、部活動や学校行事を通して、また、読書活動や体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てていきます。
- (4) いじめ加害の背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとしてかかわっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていきます。
- (5) 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を増やし、自己有用感が高められるよう努めていきます。
- (6) 生徒がいじめの問題について学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を、生徒会を中心に推進していきます。

4 早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生することが多く、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努めます。

- (1) 市や県で実施をしているアンケート以外に、本校独自の定期的なアンケート調査や定期的な面談や教育相談の実施等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくるようしていきます。
- (2) 生活ノート・3行日記(クラス)や個人面談(1学期・2学期・実態に合わせ)、教育相談(夏季休業中)の機会を有効に活用したり、授業観察や休み時間の様子など日頃から生徒の様子や行動に気を配り、また、保護者との連携を密にし、いじめの早期発見に努めます。
- (3) ささいなことでも気になることについては、家庭と連携して生徒を見守っていきます。
- (4) 学校だよりや来校された方々や、地域の方、その他関係機関との連携を図り、い

ろいゝな会議・打合せの機会を通していじめについての学校の考えを示し、積極的に情報の共有ができるようにしていきます。

- (5) パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見が難しいため、講師を招いての講演等を行い、保護者にも理解と協力を求めます。また、生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴みます。

5 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「校内いじめ対策委員会」を動かし、組織的に対応します。その際、被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導していきます。また、必要と判断をした場合は、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。また速やかに関係生徒から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行います。
- ② 「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。
- ③ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を第一に確保します。
- ④ 発見・通報を受けた教職員は、「校内いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織で対応をしていきます。
- ⑤ 校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、学校は、被害・加害生徒の保護者に連絡をし、事実の報告と今後について話し合いを持ちます。
- ⑥ 指導に困難な際、または生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、警察及び関係諸機関と連携して対処します。

(2) いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ① いじめられた生徒から、速やかに事実関係の聴取を行います。その後、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えます。
- ② 状況に応じて、継続して見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。
- ③ いじめられた生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくります。
- ④ 状況に応じて、いじめた生徒を別室で指導、対応をしていきます。
- ⑤ 必要に応じて、いじめられた生徒の心のケアのため、養護教諭、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得て進めていきます。
- ⑥ 解決したと思われる場合でも、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行っていきます。

(3) いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ① いじめたとされる生徒から、事実関係の聴取を行います。いじめが確認された場合、

- 複数の教職員、また、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置を講じます。
- ②迅速にいじめた生徒の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めます。
 - ③いじめた生徒への指導の際、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導をしています。
 - ④いじめた生徒が抱える問題や、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の形成に配慮します。
 - ⑤いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導をします。また、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をしていきます。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせます。
- ②誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させます。
- ③全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていきます。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、削除する措置（本人に指導）を講じます。
- ②必要に応じて、警察と連携して対応をします。
- ③ネットパトロール（川越市及び埼玉県）と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努めます。
- ④パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見しにくいいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていきます。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供していきます。

- (1) 重大事態とは、いじめにより、生徒が次のような状況に至った場合とします。
- ①生徒が自殺を企図した場合
 - ②身体に重大な傷害を負った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合

④精神性の疾患を発症した場合

⑤相当の期間（３０日）学校を欠席することを余儀なくされた場合

(2) 重大事態が発生した場合、学校は直ちに教育委員会へ報告をします。

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、「校内いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、速やかに関係生徒から事情を聞き取り、慎重に事実確認を行い、「重大事態が発生」したものとして調査、対応に当たります。

(3) 重大事態の調査においてどこが主体で調査を行うかを教育委員会と相談をして判断します。

学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では困難であり、十分な結果を得られないと判断する場合は、どこが主体で調査を行うかを教育委員会と相談をして判断します。

(4) 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態が発生した場合、調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施します。

①組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保します。

②いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを速やかに明確にします。

③いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めます。

④いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

⑤いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行います。

(5) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し適切に提供します。

情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して行います。

(6) 調査結果については、学校は教育委員会に「いじめ問題重大事態調査報告書」に

て報告をします。

7 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ①校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立します。
- ②「校内いじめ対策委員会」の構成員については、各学校生徒指導部会等を中心に、必要に応じて、自治会長や民生児童委員、PTA 役員、さわやか相談員、スクールカウンセラー等を含むものとします。
- ③日々のいじめ問題には、生徒指導部会や教育相談部会等に対応し、重大事案の調査や生徒のケアが必要な際に、自治会長や民生児童委員、スクールカウンセラーを活用するなど、臨機応変に対応できる委員会にします。
- ④ささいな兆候、現象を見落とさず、すべて「校内いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応していきます。
- ⑤いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとります。
- ⑥学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、今後、保護者や地域住民の意見も参考にします。

(2) 校内研修の充実

学校のいじめ防止年間計画に基づき、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行います。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を進めていきます。

(4) 学校評価と教員評価

- ①学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組みます。
- ②教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価し、課題を明確にして次年度へつなげていきます。

(5) 地域や家庭との連携について

学校のいじめ防止基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や保護者会、学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図ります。

Ⅱ 関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携

- ①川越市教育委員会、川越市立教育センター、川越市立教育センター分室(リバーラ)との日常的な連携を図ります。
- ②SSW（スクールソーシャルワーカー）の積極的な活用を図ります。

(2) 警察との連携

- ①川越警察署生活安全課との日常的な連携を図ります。
- ②定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有をしていきます。
- ③必要に応じて埼玉県警察本部生活安全部少年課少年サポートセンター西分室との連携を図ります。
- ④埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課、少年課等との連携による、保護者への啓発を進めます。

(3) 児童相談所、市福祉部局及び法務局との連携

学校は、必要に応じて諸機関との連携を図ります。

(4) 保護者との連携

保護者会、三者面談、家庭訪問、アンケート調査以外においても、生徒のささいな変化を見逃さず、日常的に声かけを行い、保護者と密に連携を取っていじめの未然防止に取り組んで行きます。

Ⅲ いじめ防止年間計画

令和8年度 川越市立砂中学校いじめ防止年間計画

実施 期間	活 動 計 画 (学：学校/生：生徒会/保：保護者)	活 動 内 容	留 意 点
4 月	学：校内研修（年度当初の職員会議） 学：学級づくり（特別活動） 生：生徒会オリエンテーション・（対面式） 保：保護者会 学：いじめ防止講演会 生・保：携帯電話トラブル防止教室（生徒指導） 生：部活動本入部（部活動） 保：第1回学校運営協議会 学：人権作文、人権標語（人権教育）	・学校の指導方針の周知・徹底 ・いじめ防止に向けた学級づくり ・いじめのない学級づくり（経営方針の徹底） ・いじめ問題に対する学校の方針の説明 ・新しい仲間との新しい人間関係を築く ・外部講師（弁護士）を招き、生徒・保護者を対象に講演会を行う。 ・携帯電話等の正しい使い方と他人に与える影響、危険性について ・共通の目的をもった集団における人間関係の構築 ・人権学習（作文・DVD視聴）の実施（1年）	・学校におけるいじめの対応方針の確認
5 月	学：部活動保護者会（部活動） 学：校内研修（教育相談） 保：（PTA総会） 学：体育祭（体育科） 生・学：あいさつ運動	・生徒保護者に向け、部活動内での協力、思いやりの重要性を認識 ・個々の生徒の情報交換と対応の検討（いじめの早期発見・早期解決に向けた取組） ・いじめ問題に関する学校の情報提供 ・道徳・国語・社会等の授業で人権感覚を養う ・様々な競技を通し、生徒間の協力、思いやりの心を育む	・保護者の理解を得る ・いじめの実態把握
6 月	学：高階地区小中授業交流会 学保地：第2回学校運営協議会 学・ <u>市教委</u> ：第1回学校生活アンケート（～7月） 生・学：あいさつ運動	・情報交換、校種間連携 ・いじめに関する実態把握 ・いじめの実態の把握、第1学年の生徒の変容の確認 ・いじめの情報提供と実態の確認、民生児童委員・主任児童委員、学校運営協議会委員との連携、今後の取組についての意見交換 ・学校の指導方針の説明及び確認 ・いじめについて保護者との共通理解を図るとともに、情報提供 ・全市立学校で実施、アンケート調査の集計・分析・報告及び対応	・いじめの実態把握 ・生徒の手によるいじめのない学校づくり ・小中間連携による取組の確認
7 月	生・保：非行防止教室 学保：全校保護者会 生・学：あいさつ運動	・正しい行動、正しい判断、正しい人間関係づくりの推進	・アンケート調査による現状の把握 ・地域・保護者の理解を得る
8 月	学：校内研修（生徒指導・教育相談） 学：小中合同研修会 学：長期休暇中における部活動の指導（部活動）	・いじめの把握、初期対応等、教職員の資質向上に向けた取組 ・校種間連携、いじめをなくすための取組（講師を招いての講演会等） ・練習等の活動を通し、生徒間の協力、思いやりの心を育む	・研修による教職員の資質向上 ・小中間連携による取組の確認
9 月	生：生徒会本部役員選挙（生徒会） 生・学：あいさつ運動	・学校の代表を決める場に真剣に向き合う態度を育む。	・いじめの実態把握
10月	生：生徒会本部役員による取組（生徒会） いじめ撲滅キャンペーン（特別活動） 学：道徳授業（道徳） 学：合唱祭（音楽科） 生・学：あいさつ運動	・生徒の手で、いじめのない学校づくりの推進を行う（各委員会による具体的な取組の実施・掲示による生徒の意識の高揚を図る） ・道徳の授業で人権感覚を養う（道徳部からの提案）	・生徒の力でいじめのない学校を作る（各委員会の具体的な取組の実施）

11月	学：全校三者面談（教育相談・生徒指導） 保：生徒による学校評価の実施 学：薬物乱用防止教室 保：第3回学校運営協議会 学：2年保護者会（修学旅行説明会） 生・学：あいさつ運動	・練習等の活動を通し、生徒間の協力、思いやりの心を育む ・いじめの早期発見・早期解決・撲滅に向けた取組、実態把握とその対応 ・正しい行動、正しい判断、正しい人間関係づくりの推進 ・いじめの情報提供と実態の確認、学校評議員との連携、今後の取組についての意見交換	・いじめ撲滅強調月間 ・人権週間における取組 ・いじめの実態把握 ・学校評価 ・地域や保護者の理解を得る
12月	市教委 第2回「いじめについてのアンケート」及び「学校生活についてのアンケート」調査実施 学：人権週間（人権教育） 学：校内研修（教育相談・生徒指導） 保：保護者による学校評価の実施 生・学：あいさつ運動	・全市立学校で実施、アンケート調査の集計・分析・報告及び対応 ・いじめの早期発見・早期解決に向けた継続的な取組 ・いじめについて保護者との共通理解を図るとともに、情報提供 ・学級活動：各学年の共通の題材による指導、教科：国語、社会 ・生徒、保護者によるアンケート結果を集計、昨年度との比較を行い学校だより等で結果について公開する	・アンケート調査による現状の把握 ・いじめの実態把握 ・地域や保護者の理解を得る
1月	学：小中授業交流会 学：新入生保護者会 学：修学旅行（2年）（特別活動） 学：社会体験学習（1年 総合・特別活動） 生・学：あいさつ運動	・修学旅行の目的、生徒の動き等の説明 ・いじめの実態の把握、第1学年の生徒の変容の確認 ・学校の方針、保護者からの情報や意見聴取 ・人権作文の実施（1・2年）、人権学習全学年（DVD視聴）	・いじめの実態把握 ・保護者の理解を得る
2月	保：第2回生徒を育てる地域連絡会 学：校内研修（教育相談・生徒指導） 保：第4回学校運営協議会 保：1・2年生保護者会 生・学：あいさつ運動	・班、学級、学年内の協力や思いやりの心を育む ・参加生徒同士の協力・職場内での協力の大切さを養う ・いじめの情報提供と実態の確認、民生児童委員・主任児童委員との連携、今後の取組についての意見交換 ・学校評価の考察及び検討と来年度に向けて	・生徒の力でいじめのない学校を作る ・次年度に向けての準備 ・教員の資質向上
3月	学：校内研修（教育相談・生徒指導） 生：3年生を送る会（特別活動・生徒会） 学：卒業式 生・学：あいさつ運動	・来年度に向けての検討 ・卒業生への感謝の気持ちを持つ ・今年度の経過確認及び、来年度へ向けての課題等の確認 ・保護者、地域、友だち、先生への感謝の気持ちを持つ ・生徒の成長の確認及び進級学年に向けての心構え	・生徒の力でいじめのない学校を作る ・教員の資質向上

※ 生徒指導部会（校内いじめ対策委員会）：金曜日

※ 教育相談部会（校内いじめ対策委員会・就学支援委員会）：火曜日